

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【4】」

2. 日時：令和5年8月14日（月） 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長◎、星野室長補佐◎、高橋係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ グループ長◎ 他8名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機設計及び工事の計画の認可申請（電線管内ケーブルの系統分離対策）に係る確認事項
- ・資料2 川内原子力発電所1号機及び2号機玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】
- ・資料3 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「川内原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）
- ・資料4 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）
- ・参考資料 川内原子力発電所第1号機及び2号機玄海原子力発電所第3号機及び4号機 電線管内ケーブルの系統分離対策に係る設計及

び工事計画認可申請並びに原子炉施設保安規定変更認可申請に  
ついて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから玄海原子力発電所 34 号機と川内原子力発電所 12 号機の火災防護における系統分離対策の設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	衛藤審査会合を踏まえた審査資料の充実Ⅱがなされているので、九州電力の方から、その内容について説明をいただけますか。
0:00:31	基本介護コメントに対しての
0:00:35	回答という位置付けだと思いますので、1 問 1、
0:00:40	一つのコメントについて説明いただいてそれについてこっちから事実確認進めるってような流れでいいかなと思ってますけども。
0:00:46	よろしければ九州電力の方から説明をお願いします。
0:00:51	はい。九州電力の原です。では、お配りしている資料のうち、資料の 1 について、4 枚目の
0:01:01	質問番号 52 番の方から順番にご説明させていただきたいと思いますよろしくお願いします。
0:01:11	では質問番号 52 番、確認事項、基本設計方針に記載されている保管という言葉の定義について定義を明確にすることというふうに、
0:01:22	コメントをちょうだいしておりました。これに関しては解答欄させていただいてます通り、固定化債権として取り扱う反型の SA 設備等を
0:01:34	置いている設備を、保管といたしましてそれ以外の一時的に持ち込む可燃物を持ち込み可燃物と整理して今後基本設計方針の方を、
0:01:45	修正させていただきたいと考えております。
0:01:52	はい。規制庁西内です。
0:01:58	私から最初に話した話ですけど、
0:02:02	今後具体的な基本設計方針とかを示されるもの、補正とかで示されるものと思いますけど、
0:02:08	基本的にはその補完っていう書いてあるものは、
0:02:12	これ結局可搬型 SA 設備等置いている設備をっていうのは、
0:02:19	常時保管、そこに保管をしているものっていうそういうそういう意味合いなんですかね。
0:02:25	はい。九州電力原です。はい、ご認識の通り、常時そこに置いているものを保管と提示させていただいております。
0:02:35	はい。規制庁西内です。
0:02:38	わかります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	等、補足説明資料とかのところがそういったものって特段充実、あれですかねこれせ、このコメント回答だ形ですかね。
0:02:53	はい。すみません九州電力の原です。こちらの基本設計方針の方の定義を変更するとともに、補足説明資料の方でも運動は同様に統一させて、
0:03:07	いただいております。
0:03:11	規制庁西内です。統一する。
0:03:15	まずちょっと確認をしたかったのは、文言の統一というよりかは、まず定義の内容を明確にして欲しかったんですよね。そういう意味では可搬型SA設備等のって書いてあるんですけど、
0:03:28	要は、これが、
0:03:29	どういう、
0:03:31	状態のものが他になるのかっていうのをちょっとめ考え方を明確に示して欲しかったんですけど。
0:03:37	例というよりかはですね。
0:03:50	要は置いている設備っていうのも、いや、どこまでが一時的なのかって一時的な方との間兼ね合いかもしれないですけどね。
0:03:58	どういったものが一時的でどういったものがその保管側に行くのかっていうそのメルクマールは、何から来てるんですかっていう考え方を明確にして欲しかったんですけど。
0:04:14	はい九州電力の原です。すみません。
0:04:18	持ち込み可燃物の方に関しましては申請書を出して、何、何年何月から何年何月の間まで、そこにおきますという期間を、
0:04:29	決めて申請して現場に持ち込むようにしております、それ以外のSA設備等については、期間を定めずに、
0:04:41	現場にずっと置くものということになります。
0:04:45	次、
0:04:48	はい。規制庁西内です。だからそういうものを保管側保管として考えていて、
0:04:54	期間を定めて持ち込むものを持ち込み可燃物っていうふうに決め考えているってそういう理解でいいんですかね。
0:05:02	はいご認識の通りです。
0:05:05	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	基本結局文言として保管と持ち込み可燃物で分けたとしてもその考え方が明確になってない意味がないので、ちょっとまず補足説明資料上ではしっかり明確に、
0:05:17	その考え方から記載をいただいてもいいですか。
0:05:22	はい九州電力ハラで承知しました。補足説明資料側に今の定義の方、追記させていただきます。
0:05:31	はい。規制庁西内です。そうですね補足説明資料の9のところですかね、資料2の、
0:05:38	補足説明資料の通し112ページ目以降で、
0:05:42	そもそもの今回の考え方を変えてもらってるじゃないですか。
0:05:46	しっかりこのところでそもそもどういうものが対象なんだっていうところからしっかり明確にさせていただいてもいいですかね。
0:05:53	どこでも記載箇所はどこでも結構ですので、
0:05:57	はい、承知しました。
0:06:01	先ほど、国際した定義の方を補足説明資料上で改めて記載させていただきたいと思います。ありがとうございます。
0:06:10	はい。規制庁西内です。
0:06:15	そういう意味でちょっともう少し確認をしておきたいのは、
0:06:18	まず、
0:06:19	固定化再現側のその他んって言うものの、可搬型SA設備等の等って何が入るんですかね。
0:06:49	九州電力の羽田です。すいません。常設資機材、
0:06:54	と定義しております。すいません。他の方。
0:06:57	等と書かせていただいているものについてはですね、
0:07:03	先ほどお伝えしたように現場に置きっ放しになるものなんですけど、例えばなんですがりフターのように、
0:07:09	現場に強い上位を置いているもの、あとはサンプリング装置など、
0:07:16	美瑛現場に置いているものが該当になります。
0:07:21	衛藤規制庁ニシウチです。それは、一時的に持ち込むものじゃないってことですね。
0:07:28	はいそうです。
0:07:31	一時的に持ち込まずにも現場に沿いつけているものになりますそれらは、
0:07:36	規制庁ニシウチですけど、
0:07:39	衛藤設置じゃなくて保管なんですねそれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:46	理解でいいんですね。
0:07:47	はい
0:07:49	ご認識の通りで、はい。設置ではなく保管、
0:07:52	になります。はい。わかりました。ちょっとさっき言ったまず考え方をしっかり書いての明確にさせていただいて、
0:08:01	その考え方に基づいて具体的なものこういうものがありますっていうのを、ちょっと明確に具体的な例示も含めて明確にさせていただいてもいいですか。
0:08:12	最初につきましては補足説明資料のほうに追記したいと思います。はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:08:19	衛藤。
0:08:21	あれ。
0:08:22	次、2、この回会合でちょっと私話をしたときに、
0:08:30	保管と。
0:08:33	保管っていうワードがちょっと、いろいろまざってるねっていう話と、あとは、
0:08:41	一時的に持ち込むっていうの、
0:08:46	等、
0:08:48	保管、
0:08:52	持ち込み可燃物の中にも何か二つあったっていう話をした記憶があるんですけど。
0:09:02	基本設計方針だと。
0:09:07	ドアやいいのか持ち込みと保管か。
0:09:16	あれちょっと待ってくださいね。
0:09:17	10こみのほうにも二つあったんですよね一時持ち込みと一時保管っていうのが、
0:09:25	持ち込み可燃性物質の中にあっただと思うんですけど、
0:09:31	この概念は残るっていうことでしたっけ。
0:09:34	はい90年にハラです。
0:09:38	その辺基本設計方針の方では
0:09:43	持ち込み可燃物について詳細は、ん中の詳細というのは、記載しないんですけども補足説明資料の方で、持ち込み可燃物の二つ。
0:09:55	仮置資機材と作業中資機材というふうに分けて、もともと使っていた一時保管と一時持ち込みという、
0:10:06	概念自体は継続して運用していきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:11	規制庁西内ですあれはそれは何かどっかで補足説明資料とか充実してもらってるんですけど。
0:10:18	審査会合のときに説明した一時保管一時持ち込みっていうワードを変えてるっていいんですよねそれは。
0:10:26	はい認識の通りです。炊事放管時持ち込みという表現をですね、それぞれ仮置資機材と作業中資機材というふうに言葉を変えております。
0:10:40	その説明が何か回答欄に入っていないのは何でなんでしたっけ、ちょっと。
0:10:47	正直あまり認識できてなかったんですけど、コメントリストのところに入ってなかったの、
0:10:55	失礼しました。九州で2パラです。衛藤すみません。52番の質問事項についてはですね、基本設計方針の中で使われている保管という定義が不複数
0:11:07	あるというふうなコメントだったのですみません基本設計方針に書かれてる内容を、どう、どう書きかえたかという点で、すみません回答欄を記載させていただいております、
0:11:21	かなりすみません。
0:11:23	持ち込み可燃物のさらにんに、うちの中の詳細については補足説明資料の方で、ご説明して、させていただこうと考えておりました。
0:11:35	はい。規制庁西内です。確認事項はあくまで基本設計方針に関してちょっと明確に話したのはそれは結構なんですけど。
0:11:43	それに関連して修正してるわけですよね。そういった考え方を、
0:11:47	それは解答欄の方にせめて書いといていただかないとっていう気はしますね。
0:11:51	要は審査会合とか、こちらの事実確認とかのコメントを踏まえて修正した内容は全部わかるようにこのコメントリストが使えていただかないと、結局これも網羅的な意味合いでも漏れなくってという意味合いで多分作ってるものだと思うので、
0:12:06	そこは今後そういった意味でちょっとお互いその漏れがないようにって意味でもちょっとご協力をいただければと思いますけど。
0:12:16	失礼しました。すみません回答欄の方の記載内容に、
0:12:23	不備と申しますか、記載が足りていないところがありました。以後気をつけます。
0:12:30	はい、江藤で。
0:12:32	今の話は補足説明資料の資料に特化の方で何かどっかで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	更新をされてるんですかね。
0:12:56	はい。すいません。九州電力の原です。
0:13:01	作業中資機材等仮置資機材の定義に関しましては、補足説明資料のですねすいません今回お配りしている資料の2の中の、
0:13:13	通し番号で120、
0:13:16	8ページの辺りに、
0:13:18	書かせていただいております。
0:13:30	はい。規制庁西内です。わかりましたからこれあれですね本当に審査会合のときに言った一時保管っていうものと一時持ち込みっていうものを、
0:13:39	ワードだけ変えたっていうそういう理解でいいんですね。
0:13:43	内容は書いてないです。
0:13:46	はい。はい。内容は変わっておりません。わかりました。はい。こういう形でちょっとあわせて見直した部分はちょっと漏れなく説明をいただくようお願いいたします。内容は理解できましたので、
0:14:02	はい。失礼しました。益をつけます。
0:14:05	衛藤。
0:14:06	一応確認ですけど、
0:14:08	基本設計方針上は結局この作業中の資機材も仮置資機材も含めて読めるような形になってないと、大卒の考え方っていうところでは、
0:14:19	駄目だと思ってますけどその認識は共通理解でいいんですかね。
0:14:23	要は補足説明資料の世界だけの話ではなくて、ちゃんと基本設計方針があった上でそれを具体化したものが補足以下の話になっていくのでっていう認識で持ってますけどそれは共通理解で大丈夫ですかね。
0:14:35	はい九州電力原です承知しました。損益には問題ございません。
0:14:41	はい。規制庁西内です。ありがとうございます。
0:14:44	コメントNo.52万私以上ですけど何か規制庁側から追加で確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。
0:14:53	はい。
0:14:54	じゃあ続けて、
0:15:01	ちょっと関係者の都合があるので、
0:15:09	ごっちゅう。
0:15:27	先にちょっと58番。
0:15:31	から回答いただいて、そのあとまた順番通りに戻すみたいな形でいいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:38	はい。九州電力は、話をしました。
0:15:48	はい、じゃあ 58 番説明をお願いします。
0:15:53	はいでは質問ナンバー58 番の方ですが確認事項が巡視点検の際の確認する観点について資料に明確、資料に明確に記載することということで、
0:16:06	回答欄の方書かせていただいております通り、
0:16:10	仮置き資機材の巡視点検における観点を補足説明資料の方に追加させていただきました。資料 2 のですね通し番号 137 枚目になります。
0:16:23	こちら開いていただきますと、
0:16:26	巡視点検の際に度、どういった項目を見るのかということで、かつこいからアポテマで記載させていただいております。囲いが、電気機器については対通電状態を確認し適切な所、
0:16:39	アイデアルこと、括弧Bが不燃シートについて養生、状態が隙間なく追われていること、隠しが鉄製のロッカー等ということで、
0:16:50	扉蓋等が確実に閉止されていること、カッコdが全般で、室内の温度やにおいに異常がないことを確認するという、
0:17:01	項目を記載させていただいております。
0:17:07	規制庁西内です。
0:17:11	ちょっと今日対面じゃなくてウェブなので、ちょっと今後のヒアリング円滑に進める観点でちょっとご協力だけお願いしたんですけど、説明以上ですとかっていう一言入れていただくとちょっと僕も次が話しやすいのでちょっとご協力いただければ幸いです。
0:17:26	江藤、今の話あれですねそもそもコメント 54 と 56 先に説明いただいているのが多分あの関係性があるので、イワマNoコメントNo.54 と、あと 56 ちょっとまとめて説明をいただいてもよろしいですか。545658 でまとめて確認をさせていただければと思います。
0:17:47	はい周知しました。では、戻りまして、コメントナンバー54 の方、説明させていただきますと思います。
0:17:57	審査会合の際の資料でですね、対価
0:18:02	耐火隔壁の
0:18:04	不要という表現を使わせていただいたんですが、それについて修正をかけております。補足説明資料、
0:18:11	の、
0:18:14	資料の 2 の右下 23 ページ、123 ページをご覧ください。
0:18:26	123 ページの真ん中のところに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:31	持ち込み可燃物の分離に関する記載をさせていた表を記載しております。この中の仮置資機材の中の全域ハロン自動消火装置がある学部で、さらに、
0:18:42	6名、水平6メートルの範囲内でやむを得ず仮置する。
0:18:48	場所なんですけれども、こちらのバーの後に括弧書きで、鉄製発行等に収納する等の幹細胞、
0:18:58	火災発生防止対策及び巡視により各比木を代替するというふうに今書いております。審査会合時の資料ですとコガ相当というふうな書き方になっておりましたので、
0:19:10	改めて代替というふうに、表現を見直しております。また、文章としましても、この表の下の方にあるカッコいい仮置資機材に持ち込む場合というところで、
0:19:21	下から3行目になりますけれども、1時間耐火隔壁を代替する運用を行うというふうに明記させていただいております。
0:19:29	54番の
0:19:33	コメントについては回答は以上です。続いて、55番の方の説明をさせていただきます。次長規制庁西内です。56枚か5556もちょっとまとめてにしましょうか。はい。
0:19:47	はい。
0:19:48	すいません。50、
0:19:51	すみませんでは質問リスト55ですね確認事項が、鉄板の500ミリ。
0:19:58	離隔は1時間耐火隔壁。
0:20:01	東京であることを説明することということで、
0:20:05	こちら右、補足説明資料の右下130ページの方に記載しております、
0:20:13	右下130ページの方にですね、
0:20:20	4ポツ、4ポツ3のカクイキ等の具体的な施工方法の中の(1)、
0:20:28	下から4行目ですね、防護する系列と異なる系列の電線管等の
0:20:35	肉厚1.6ミリと離隔500ミリを、1時間の耐火能力を有する隔壁相当とするというふうに、
0:20:43	補足説明資料上で見させていただいております。55については説明は以上です。
0:20:54	すいません。続いて、56の確認項目の方説明させていただきます。
0:21:03	1時保管の火災発生防止の対策について、水源で中電防止等の具体的な対策等を追記することというふうにコメントをちょうだいしております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:15	こちら、資料の右の方の右下、130。
0:21:21	6 ページのところ、
0:21:24	336 ページの一番上に 6.1、持ち込み可燃物の運用管理の具体的な内容についてというのが、書いてありまして、さらに、真ん中のところに (エ) から、
0:21:39	カッコdまで、
0:21:40	の細かい内容が記載されております。そのうちの、
0:21:48	括弧Cですね、が、
0:21:51	該当部分になりまして、作業完了後に持ち込み可燃物を仮置する必要がある場合は、仮置時に通電を実施し、かつ、不燃シートで養生または
0:22:02	鉄製の箱に収納する等の火災防護。
0:22:07	火災発生防止に必要な処置を講じる。
0:22:11	というふうに記載させていただいております。
0:22:16	56 番に関する説明は以上です。すいません流しでしたが、54 から 56 セット 58 までの説明を以上で終わらせていただきます。
0:22:30	はい。規制庁西内です。
0:22:33	ありがとうございます。
0:22:38	54 番の回答にもありましたけど、
0:22:43	いわゆる隔壁はないんだと。
0:22:45	ないんだけど、
0:22:47	どの代替する。
0:22:48	ものとして、発する確実にその火災が発生しないっていう状況をしっかりと徹底して運用も含めてやります。
0:22:57	あわせてその状態をしっかりと維持しますっていうことをちゃんとやりますっていうそういう理解でいいですかね。
0:23:07	はい。九州電力原です。ご認識の通りです。はい。規制庁西内です。わかりました。あとは通電状態の確認っていう通電されてるものはその通電状態を停止するということと、
0:23:20	あとは不燃シートで養生または鉄製の箱に収納するっていうことをやる一って書いてあって、
0:23:27	要はこれ自己発火もしないよっていう状態を、
0:23:32	そのものが発火しないような措置を講じるっていう理解でいいんですよねだから発生防止っていうワードを使ってるってことだと思うんですけど。
0:23:41	はい、九州電力原です。ご認識の通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:45	はい。規制庁ニシウチですわかりますし、
0:23:49	と。
0:23:50	はい、わかりました。
0:23:54	規制庁がわからないから、今説明あった部分で確認しておきたい点ありますか。
0:24:00	東郷サイトウ市長からのコメントだったコメント大半ですけど何かありますでしょうか。
0:24:05	齋藤です。今ご説明いただいたうちの資料補足説明資料の 137 ページの、
0:24:17	号炉の真ん中のところコベント分ナンバーでいうと、58 番のところの御説明のところについてすいませんちょっと確認をさせてください。
0:24:29	具体的には今から今ご説明いただいたAからDのところ、Dのところで、全般というふうに書いてありますけれども、この全般の意味するところをちょっと教えていただいてもよろしいですか。
0:25:11	はい九州電力原です。すいません後全般というのはですねEからCまでの項目に関しては、
0:25:21	持ち込み可燃物自体、
0:25:24	どういう状況なのかというのを見てるんですけども
0:25:28	それ以外にもですね
0:25:33	全体的に確認しなければならないもの。
0:25:37	という意味合いで全般というふうな、
0:25:40	使い方をさせていただいております。
0:25:43	これは、
0:25:45	管理部に限らず、
0:25:50	周囲の状況、
0:25:51	を全体的に見なければいけない。
0:25:54	という認識、すいませんカワせていただいております。
0:25:59	はい。ありがとうございます。全般というのは、今原さんからご説明いただいたところ、私なりに噛み砕いて理解したところを言うと、
0:26:13	要はこの全般というのは要は、
0:26:17	その他、火災区画全体で、以上確認することということで理解してよろしいでしょうか。
0:26:40	はい。九州電力の花田です。ご認識の通りですこれ、
0:26:45	課題の遵守を行う際に、全体的に、
0:26:49	見る項目として書かせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	はいありがとうございますちょっと全般という言い方がちょっと何を指しているかが、
0:27:03	やっぱ不鮮明なと、不鮮明になってしまうので、その他、火災区画全般とか仮置資機材、
0:27:13	の設置区画全体、その他全体とかですね、何かもう少し明確化していただければと考えておりますよろしいでしょうか。
0:27:25	はい九州電力の原です。承知しました。現在のカッコd全般という記載をもう少しわかりやすい表現に書き換えたいと思います。ありがとうございます。
0:27:37	はい。火災対策室の齋藤ですよろしくお願いいたします。すいませんあともう1点だけ同じところでその上の3産業の部分と、ABCDの関係だけすいませんちょっと教えてください。
0:27:50	通常の巡回点検では、異音と改修振動漏えい等の点検機器の発熱等というのは、
0:28:00	これは行っているんで、それについてはもう当然やるんですよ、やるんですっていう話があってそれに付け加えてこのAからDと、というような、
0:28:13	認識で間違いではないでしょうか。
0:28:19	はい九州電力の荒です。はい、ご認識の通りです。
0:28:25	はい。火災対策室の齋藤です。はい。ここの部分についてはわかりました。
0:28:33	と、
0:28:34	す。
0:28:36	それ以外のところは、
0:28:40	コメントに対して回答いただいていると思いますので私からは以上です。
0:28:46	はい、規制庁西内ですありがとうございます。ちょっとすいません追加で私からも1点なんですけど。
0:28:53	12036 ページのところで、
0:28:59	No6.2 の一段落目のところで、
0:29:09	その品、関心等により巡視点検を確認って書いてて、
0:29:17	ちょっとこれ多分日本語だけなんですけどね。
0:29:21	この間、要は今回のその下、持ち込み可燃性物質っていうものに対しての巡視点検っていうのを監視人等がしますよって言って、で、
0:29:30	その次の段落で、なお、監視人はって書いてあるじゃないですか。
0:29:35	この等は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:38	どういう意味合いで使ってるんですかね、このなお書きで結局その関心はこういう、要は防災課長がしっかり確認した人がやりますよって言ってくれてるんですけど。
0:29:48	それにイトウが入っちゃうと、なんかあんまり、
0:29:52	これ以外の人を想定してるんですけど。
0:30:00	このなお書きのところで関心等の等が抜けてるってことですかね。
0:30:08	聞きたいことわかり、伝わりますすみません座ってます。
0:30:15	その前九州電力ハラダ少々お待ちください。
0:31:13	支援力ハラです。お待たせしました。はい。止めていただいた通りなお、監視人は後に、具体的な
0:31:23	メンバーといいますか、誰がやるかというのを、今書かせていただいている。
0:31:29	状況ですので他の箇所D完新統と書いてあるものは、
0:31:35	今のところ、ここで挙げさせていただいているメンバーだけを想定しております。それと、等の他のところの記載で今、5と書かせていただいているのが、本当にいるのかいないのかというのを、
0:31:49	改めて確認して不要であれば、関心人で、すべて文言を統一させていただきたいと思います。
0:31:57	すみません。
0:31:59	次回のヒアリングまでに、はい。改めて、
0:32:02	調整させていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁西内ですそうですねおっしゃる通りで等がいるのかなっていうところでまずそもそも疑問に思ってたんですけど。
0:32:14	一方でこれ、ここの巡視点検じゃないところで完新統が出てくるのって、いわゆるまさに消火活動とかをやる者だと思うんですよ。
0:32:23	要は、持ち込み可燃物、作業中に作業中っていわゆるその完新統が消火活動するっていう理解をしてるんですけど。
0:32:32	てなると、
0:32:34	いわゆる、
0:32:36	通って、いわゆる作業してる張本人とかも入ったりするとかとかいろいろ多分そそういう選択肢があるのかなっていう気もするので、
0:32:46	ちょっと何て言うんすかね 1、完新統が出てくるところを、
0:32:52	すべてちょっと網羅的に確認いただいてその上でアノ等を 1、全部取るのか、ここは、こういう意味で残すのかっていうのをちょっと明確にしておいていただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:03	はい九州電力原です。承知しました。ありがとうございます。はい。正直関心が定義しないかなっていう気もしていて、
0:33:11	九州電力がいわゆる、さっきの話でいうと張本人も含めて関心の意味合いもあるんだって言うふうに言えばそれでもいいのかなって言う気もしますし、ちょっとその定義も含めてですね、よく整理をいただいて、また説明をいただければと思います。
0:33:25	というのが一つと、もう一つ確認したかったのがですね、今の百二、三16 ページ目の段落のところに戻りますけど、
0:33:34	原子炉の安全を確保する、するために実施している通常の日常の巡回点検頻度。
0:33:39	て書いてるんですけど、これっていわゆる中操の運転員が、毎日3回ぐらい行っている巡回点検のことを言ってるって理解でいいんですけど。
0:33:51	はい。九州電力荒ですご認識の通りです。
0:33:55	規制庁西内です。今のこの文章読むと、その巡視点検とは別に、
0:34:03	別の方が別の機会に何か受振元をその1日3回やるっていうように読めたんですけどそういう認識合ってます。ちょっと認識が違います。
0:34:33	すいません少々お時間ください。
0:35:22	すいません九州電力の原です。
0:35:26	こちら巡視点検については
0:35:28	運転員が行う、通常の設定の巡視店巡回、
0:35:34	点検、
0:35:36	がまずありましてこれで火災を、
0:35:41	一緒に見て回ります。また、パトローラーは、すいません、12、運転員は1日3回、
0:35:49	までしか言いませんがこれにプラスアルファで保修課等ですね作業員が自主的を行う場合もあります。
0:35:59	以上です。
0:36:03	越冬
0:36:06	規制庁ニシウチですけど、ちょっと回答があやふやだったのでもう1回明確に聞きたいんですけど。
0:36:13	さっきサイトウ社も確認した、通電状態確認するとか、フレンチ不燃シートで養生されてるかどうか確認するとかって言っているものありますよね。それは誰が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:25	それは中操の運転員が、人事さんからやっているものに合わせて実施するって理解でいいのかそうじゃないのかっていうのでイエスカノーかで言うとどっちですかね。
0:36:38	はい。
0:36:40	失礼しました九州電力の原です。はい、イエスになります。
0:36:44	運転員が、先ほどお伝えしたAからJの項目を巡視点検することになります。
0:36:51	規制庁西内です。今さっき園原さんの回答の中で、
0:36:57	それとは別には保修課員がやる場合もあるっておっしゃったのはそれは何ですか。
0:37:08	すいません九州電力荒です。すいません誤解を招く表現がありました
0:37:15	すいません運転員が巡視点検をするということは、変わらないんですけども、持ち込み可燃物に関しては
0:37:23	現場で作業、
0:37:25	今日される方も常に監視、
0:37:29	して、エザワ団体消化するという運用になっておりますので、すいませんそういった意味で使わせていただきました。すいません。厳密には確かに巡回として実施するわけではありませんので、先ほどの
0:37:43	文言を訂正させていただきます失礼しました。
0:37:48	どう。
0:37:49	今は規制規制庁西内ですけど、今原さんおっしゃったのは、
0:37:53	作業中資機材の話をしてるってことですね。
0:38:01	はい九州電力荒です。すいません。先ほどは私が
0:38:08	運転員以外の保修課員と思うというふうに言った際は、すみません作業中資機材についてのことが念頭にあってそういう発言をしておりました。
0:38:21	はい。規制庁西内です。
0:38:24	わかりましたよと
0:38:27	そういう意味で言うと、
0:38:29	まずちょっと136ページ目、No。
0:38:35	構成からなんですけどね。
0:38:41	等、
0:38:46	原さんがおっしゃったのは、6.1の括弧Bの話って理解でいいんですかね。
0:39:01	はい。九州電力原です。はい。
0:39:04	5日の通り、6.1の括弧Bについて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:08	すいません先ほど発言しておりました。
0:39:11	はい。で、この 6.2 の話はそもそもですけどこの括弧Cの話をしてるんですよね。
0:39:23	はい。6.2 の 3 市人等による巡視点検については、はいこちらで書かせていただいている通り、すいません括弧Cの、
0:39:33	今後の 13 回の巡視点検についての記載になります。はい。木戸ニシウチですわかりましたので、それを踏まえるとですよ、完新統による巡視点検じゃない気がするんですけどさっきの話を聞く限り、
0:39:48	中操の運転員じゃないんですか、主語。
0:40:31	すいません少々お待ちください。
0:41:50	規制庁ニシウチですけど、
0:41:59	多分選考能審査実績とかも十分に見られた上でこうされてる気がするんですけど、多分説明等、その書いている内容が一致していない気がしていて、
0:42:09	まず監視人っていう人は、こういう人から選ぶっていう運用にしますと。
0:42:16	で、現時点においては、具体的これに基づく具体的な運用として、中操の運転員を防災カー長が指名して、
0:42:26	通常
0:42:30	通常の巡回点検のタイミングに合わせて実施することとしますっていう説明だったら別にこのままでいいと思うんですよね。
0:42:38	ただいまの説明だと、そもそも中操の運転員がやりますっていうふうに初めから決めているのであれば、監視人っていう定義をわざわざ置く必要があるのかなっていう気がするっていうところなんですよね。
0:42:49	説明の順番っていうか流れだけだと思っていて、
0:42:54	もう最初から中操の運転員がやるっていうんだったらさ、中ソウノ店がやるでいいんじゃないですかって気もしますし、
0:43:02	ちょっとそこら辺を誰が何をやるかっていうのを明確にさせていただいてもいいですかね。
0:44:16	はい九州電力の原です。すいませんお待たせしました。そちらの文章で書かせていただいている通りですね監視人というのを、発電所員等ですね、もし、
0:44:30	防災課長の確認いたものとするしておりますが、
0:44:41	そん中で現在のところ、発電会員さんが 1 日 3 回、
0:44:47	巡視点検する際に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:50	見ていただくことを考えておりますが、これは協力社員等の伊賀巡視することを否定するものではない、ありませんので、
0:45:01	現在のところ
0:45:04	単身の方には、ちょっと幅を持たせた書き方をさせていただいております。
0:45:14	はい、えっとは幅を持たせて規制庁ニシウチですけど。
0:45:18	何かやっぱり説明の順番な気もするんですけどね。は幅を持たせて言うよりかは、
0:45:23	まずこれ火災防護のためにやる特別な運用なわけですよ。だからその火災を所掌している防災課長がしっかり確認をするような運用にしてる。
0:45:34	ですよ。まず、
0:45:36	その上で、
0:45:40	関西人はどういう人がいるかっていうとこういう人変えられますよ。今回、今んところ現状考えてるのは中操の運転員、
0:45:47	がやることを想定してますよってそういう理解でいいんですかね。
0:45:54	はい。ご認識の通りです。はい。すいません。説明がつかない部分がありました。
0:45:59	はい。規制庁西内です。わかりました。
0:46:03	わかりました。ちょっとあれですね具体的に今どうやるか、もうある程度めどが立ってるのであればその内容も含めてわかるように記載をいただければと思います。さっき言ったように完新統の頭、
0:46:15	が誰が入るのかどうかも含めてちょっと整理をいただいてってところでしょうか。
0:46:21	はい。少しちょっと資料整理いただいてもいいですか。
0:46:24	はい失礼しましたありがとうございます。
0:46:27	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:46:30	ここまでの話で規制庁側から何か追加で確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。
0:46:37	すいませんサイトウですちょっと1点だけ確認させてください。
0:46:42	すいません資料、補足説明資料の123ページの補足説明資料123、先ほどご説明いただいた、
0:46:54	第1粒度4真ん中にある第9-4表なんですけど、表の中身については理解してるんですけども、タイと第

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:06	9-4 表のタイトルの括弧は、持ち込み可燃物との系統分離対策の概要で、これって何かちょっと日本語が
0:47:16	何かなどちょっと思ったんですけどこれ、意味してるところは持ち込み可燃物に対する系統分離対策の概要という意味でよかったですでしょうか。
0:47:28	はい九州電力原です。はい、ご認識の通りです。すみません表のタイトルがわかりづらいということで、こちらの方を修正させていただきたいと思います。
0:47:39	火災対策室の西條でよろしく申し上げます。私からは以上です。
0:47:45	はい。規制庁西内です。
0:47:47	続けて他のコメントをいきましようか、頭 1 個とおっしゃった 53 番からですかね。
0:47:57	53 番もこれあれですかねここに書いてる通りってことですね回答欄の補足説明のところは特に今、
0:48:04	書いてないってそういう理解でいいんです。いいんでしたっけ。
0:48:07	九州デリバです。53 番については、審査会合時にですね補足説明資料の方には書いてあるけども、基本設計方針の中に、
0:48:19	6 メーター範囲外の記載が抜けていますというふうにコメントをいただきましたので今後この基本設計方針の方に追加させていただくということになります。以上です。
0:48:39	はい、規制庁ニシウチですわかりました。そうですね。一応補足にも一応書かれていますね。はい、わかりました。藤社長から何かありますか。よろしいですか。
0:48:53	はい。
0:48:54	あと一応
0:48:56	甘いかな。はい。終わります。藤。じゃあ、続けて、57 番ですかね。
0:49:03	はい、説明お願いします。
0:49:06	はい藤野九州電力の原です。57 番の方、確認事項が、仮置き可燃物を 1000 メガジュール以下に管理する件について例えば 900 メガジュールが 2 個亀裂しておかれている場合などの
0:49:20	対策を追加することと、コメントをいただいております、これに関しては補足説明資料の 136 ページ、
0:49:30	の方にありまして、
0:49:34	6 ポツ 1 の
0:49:38	すみません、(エ)の一つ上のところにですねまた仮置 3 人、明かりを記載して僕の発電事業が 1000 メガジュール以下となると主に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:48	管理するは、範囲内の総発熱量についても、1000 メガジュール以下となるようにすると記載させていただいております、
0:50:01	こちらの 50、すみません 57 番に関する回答は、以上となります。
0:50:16	と、
0:50:18	規制庁ニシウチですけど、
0:50:25	等、
0:50:29	管理する範囲内の総発熱量っていうのは、
0:50:39	何の総発熱量なんでしたっけ。
0:50:50	何を合算した。
0:51:02	はい。こちらで総括に出るように、
0:51:08	管理するものについてはですね
0:51:13	同じく 3、136 ページの確保数ですね。
0:51:21	作業分に仮置きする総括熱量の専務アジュール以下の持ち込み可燃物と、表 9 の簿の方で記載しております工程管理。
0:51:32	固定化債権としない可燃性物質のうち、常時通電。
0:51:37	定時の運用ではなく、かつ
0:51:41	鉄製の筐体等に追われていない設備を総発熱量として管理させていただきます。
0:52:00	等、
0:52:03	規制庁ニシウチです。
0:52:07	どう。
0:52:11	等、
0:52:36	少しだけお待ちいただいているいいですか。
0:52:48	規制庁に周知ですけど、常時通電停止の運用でなくてっての筐体等に追われていないって。
0:52:57	いうふうに限定をかけている意味は何でしたっけ。
0:53:19	はい九州電力の原ですすみません括弧Bの中で、
0:53:26	コテイセイ。
0:53:28	すみません。
0:53:31	固定化を再現しない可燃性物質のうち、常時通電研修の運用ではなく、別の兄弟と思われていない設備というのはこちらは火災の発生防止、
0:53:43	が、
0:53:47	十分に取れない可能性があるという、
0:53:51	意味合いで、これらを増発熱量の方にカウントさせていただこうという意図で書いております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:04	はい。規制庁西内です。
0:54:17	起こりましたよと。
0:54:38	これだと、そう発熱量を管理して、1000 メガジュール以上の場合にはもう仮置はしませんってことでいいんですかね。
0:55:17	聞こえてます。
0:55:19	少々お待ちください。
0:57:16	九州でニワハラですすみませんお待たせしました。
0:57:19	はいこちら記載させていただいてる通り総発熱量が 1000 メガ以下となるようにし、
0:57:28	管理させていただきます専門、
0:57:31	センミョウが、以上を超えるものについては原則、仮置しない。
0:57:38	設計とさせていただきます。
0:57:43	はい。規制庁西内ですオカリも知った。
0:57:50	はい、わかりました。
0:57:52	藤。
0:57:56	ありがとうございます。
0:58:05	ちょっとだけ待ってくださいねすみません。
0:58:24	規制庁西内です。ちょっともう 1 個だけなんですけど、
0:58:42	は
0:58:47	電気盤って、あれ固定化際限としないって理解でいいんですよね。
0:58:55	20 年に小原です 440V 以下の電気盤に関しては、
0:59:00	はい固定、現在、表の次の 5 に書かせていただいている通り
0:59:08	固定化債権とはカウントしません。
0:59:11	はい。はい。規制庁西内です。
0:59:14	その 440 未満の電気盤はこの総発熱量管理の中に入るんですけど。
0:59:37	はい。電気盤に関して
0:59:40	金属筐体で覆われているもの。
0:59:43	に関しては
0:59:46	総発熱量にはカウントしないという運用になります。
0:59:51	はい。ちょっと 1 個気になってるのがですね、常時通電停止の運用ではなく鉄製の筐体等についてというのが 8 日かつ条件アンド条件みたいに読めてしまって、
1:00:02	情実電気盤って第 440 未満のもので、常用系とかだったら、常時通電はされてますよね。
1:00:10	ていうところのちょっとここの表現ぶりが気になっていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:17	今のこの文章で今のが読めるかっていうとなんか若干その通電停止の運用じゃないってところで何か引っかかっちゃうような気がするんですけど。
1:00:26	ちょっと表現は少し精査いただいてもいいですかそういう意図なのであれば、
1:00:32	承知しました吸収デリバーです。確かに括弧でのところの記載で、勝つかアンドかというのが、ちょっとわかりづらい表現になっておりますのでこちらを文書を修正させていただきたいと思います。
1:00:49	はい、承知しましたありがとうございます。
1:00:51	はい。規制庁西内です。要は、電気盤 440 未満は通電停止しなくても、適正な箱に追われていれば、要は、
1:01:02	他に影響を与えない、その的性能は、その筐体の外に影響を与えないことが試験で確認できているから、
1:01:09	だからそれはそう発熱にカウントしないっていうだけですよね。
1:01:14	はい。ご認識の通りです。要は総合作用し合わないのってそういうことだと理解してるんですけど。だから、今ここで書きたいのはそうじゃない話ですねそういう試験で確認されてないもので、
1:01:25	通電しているようなものを、
1:01:29	については、
1:01:32	違うよってそういう話ですよだから何か等の位置を考えるだけかなって気はしますけど、ちょっとそこら辺を少し精査いただいてちゃんと読めるようにしておいていただければと思います。
1:01:43	はいありがとうございます。文章の方精査させていただきます。はい。規制庁西内です。他に 1000 メガジュール以下の管理の話規制庁側からありますか。
1:01:55	よろしいですか。ちょっとあれですねあとすいません、今、他の人に振っちゃった後で申し訳ないんですけど。
1:02:02	これ干波なんですけどね。保安規定側が一切
1:02:07	保安規定側の補足説明資料が何か、なかなか
1:02:10	具体化されてこないんですけど、この運用の話とかって、
1:02:14	これ具体的に誰がどう管理するのとかっていうやり方とかは、補足説明書で今後具体化されるイメージでいいんですけど。
1:02:23	要は、こういう運用の話とかも含めてイマセ工認側の補足にすべて充実されていて、本経営側の補足って一切充実されてないんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:32	特に運用のところは、保安規定に行ったら誰が何するのかって話が入ってきますよね。やっぱ具体的にどういう手法で管理するのかとか、
1:02:42	何か今発電所の中で管理してるようなシステムがあるんだったらそういうシステムで管理するとかそういう手法、誰がどうやるのかって話とかも入ってくると思うんですけど、それは今後充実されるって理解でいいんですでしたっけ。
1:02:55	ベッショ電力の佐渡です。そしてご認識の通りで、すいませんちょっと資料の作成が遅くなっておりますが、そういうところを具体的化して
1:03:02	ITベッショにどのようなことを含めるのかそういったことを含めて、資料の方、
1:03:07	補足記載させていただいて提示させていただいて、提出させていただきたいと思っております。以上です。はい。はい。規制庁西内ですわかりましたもしそそういう認識なのであれば施工人の補足の方って目次のところで、
1:03:23	今後これは説明予定とかって書いていただいているんですけど保安規定も同じように目次だけは最初設けておいていただいてここは今後っていうふうにしていただけると、ちょっと我々の全体像が把握しやすいなというところで、
1:03:35	ちょっと次のヒアリングのタイミングでもしかしたら出てくるのかもしれないですけど次、もし何かそういった資料があるんだったら本規定側にもちょっと同じように目次でちょっとステータスを示しておいていただけると幸いです。よろしいでしょうか。
1:03:48	九州電力の佐渡です。すいません。社内で記載の等があってなくて大変申し訳ございませんでした。次回以降気をつけます。以上です。はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
1:03:59	はい。衛藤コメントハマダ次 59 ですかね。今日は最後のコメント回答になりますけども、説明をお願いします。
1:04:08	はい中で 2%レス 59 番の委員事項を、
1:04:12	は、現場の可燃物管理を前面外 10 以下とする妥当性のうち、工学評価について費、評価の結果を定量的に示すことという、
1:04:24	運営してこちら資料の 2 の方の通し番号で 104 ページ。
1:04:32	の方に記載を引かせていただいております。104 ページの方見ますと、
1:04:41	6 表の 6-1 の表 L/D3 入力条件というところで、前回まで記載しておりませんでした月層、
1:04:52	の評価の方追記しておりますのと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:56	表の 6-2 表、DDS評価結果の方で、一番下にオガセ層の温度が、追記させていただいております。
1:05:07	こちらの兵庫県の 2 の一番下の通り 5 月ソウノ評価というのが 120。
1:05:14	神戸ミヤマ 126 度までとなっておりますので、基準といたしましては、ケーブル損傷温度の 205 度より大分下の温度ということで、
1:05:24	ケーブルへの影響はないというふうに、
1:05:29	考えております説明については以上です。
1:05:38	はい。規制庁西内です。
1:05:43	少しだけお待ちいただいているんですかすみません。
1:06:14	規制庁西内です。
1:06:21	ただ若干その他評価項目に比べ、
1:06:27	割とおっかしい。
1:06:29	値な気がしているんですけど。
1:06:32	どう。
1:06:37	或いは評価上、
1:06:40	県のナカって、
1:06:43	部屋の条件があれですかねちょっと保守的に、
1:06:47	のところ、
1:06:48	部屋の条件によるってということですかね。
1:06:52	要は 1 リリースレートとかだって全部同じ条件ですもんね。
1:06:57	はい九州電力原です。すみませんこちらやはり保守的に条件を絞っております説明が抜けておりましたが 103 ページの
1:07:08	方の括弧Cの記載でその他の入力条件のところですね。
1:07:13	泊の
1:07:16	初期温度寸法、
1:07:19	の等につきましてはですね、ケーブルが敷設されている区画のうちも、
1:07:25	最も評価が保守的になる。
1:07:28	ところを条件として、
1:07:31	対比させていただいております。
1:07:37	当規制庁西内です。
1:07:46	そのケーブルが実際に敷設されているっておっしゃってるのは、この高圧電力ケーブルが実際に敷設されている部屋の区画っちゃうことですか。
1:07:58	火災防護対象ケーブルが敷設されている。今回の先般、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:04	入っているケーブルを対象として囲み確認した場合、一番狭い機微厳しい部屋ということで、書かせていただいております。なるほど。規制庁西内です。
1:08:17	これって要は高圧電力きアノ 102 ページにも記載してもらってますけど、今回で高圧電力ケーブルっていうものを評価対象として選定したわけですね。
1:08:28	で、その高圧電力ケーブルが実際にあるところの区画の中で一番狭いところではなくて、
1:08:34	火災防護対象ケーブル、
1:08:37	が、実際に走っているところろうの中で一番狭いところってことですか。だから、
1:08:44	そのナカD生命が重要なものが、ケーブルに限らず燃えたときの評価を模擬してるっていうことですかね。
1:08:52	はい。九州電力原です。ご認識の通りです。規制庁西内ですわかりました。ありがとうございますわかりました。ちょっとその考え方を明確に記載いただいてもいいですか。要は、どういう意味合いで保守的なんだっていうところを、
1:09:05	わかるように記載いただいてもいいですかすごい名カクウだと思いますので、
1:09:13	拝承しました。103 ページのところの表現でちょっともうちょっとわかりやすくなるように、修繕か聞かせていただきたいと思います。ありがとうございます。
1:09:27	はい。規制庁西井ですわかりました。
1:09:32	はい、わかりましたありがとうございます。規制庁側から他に何かF、S AFERじゃないよ。FDP関係
1:09:40	高温ガスの評価関係何か規制庁がありますか。
1:09:43	よろしいですか。
1:09:45	はい。
1:09:47	今日のヒアリングのメニューは以上ですかね。
1:09:52	コメントNo.60 番や、
1:09:55	あとは、資料 2 の目次のところで記載をいただいている火災影響評価の再評価って話と、あとは下、具体的な現場の図面とか、
1:10:06	あとは、
1:10:07	先ほどちょっと説明あった保安規定の方の具体的な運用とかの補足説明とかっていうものは今後のヒアリングとかでご提示予定だということ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で今日は一応これでメニューとしては以上だっていう理解でよかったですかね。
1:10:22	はい九州電力原です。小西の通りです。
1:10:26	うん。はい。規制庁西内ですありがとうございます。じゃ、ちょっとスケジュール感の確認に移りたいと思いますけどここまでの範囲で、規制庁側から全体通して何かありますか。よろしいですか。
1:10:40	九州電力側から全体として何か確認しておきたい点とかありますか、ここまでよろしいですか。
1:10:48	はい九州電力からごさいません。ありがとうございます。はい。規制庁西内です。ちょっとスケジュールの確認に行きたいと思いたすけども、これ一応当初だと8月末の認可を希望されてたと思うんですけど、
1:11:01	現状まだ資料が出てきていないところも含めていろいろあって、
1:11:06	これは現状で九州電力として今後こういうスケジュール感で進めていきたいと思っているっていうようなものは何かあるんでしょうか。何かあればちょっと説明をお願いします。
1:11:28	はい九州電力原です8月中に現在不足している資料の方を作成できるよう、現在作業をしております。その後ですね改めて9月頭以降にですねヒアリングに、
1:11:43	を調整させていただければと考えております。以上です。
1:11:50	はい。規制庁西内です。
1:11:53	わかりました。あれですかね
1:11:59	現場の図面的な話って多分ヒアリングの書記の方から確認をっていう話をさせていただいてたと思いますけど。
1:12:08	あれですね九州電力側の方でちょっとマンパワーというかちょうどお盆期間も入るので、そういった意味で8月中の認可希望ということではもうなくなっていて、
1:12:17	もろもろ考えて8月中にそういった審査資料は今日の、多分ヒアリング回答分も含めてだと思いたすけども一色
1:12:25	示していただいて、
1:12:27	それを踏まえて9月に、または補正はも予定されていると思いたすので補正含めてちょっとクダな確認をっていう理解でよろしいですか。
1:12:37	はい。対終電力ワハラです。はい、ご認識の通り、そのようなスケジュールで進めさせていただきたいと今考えております。
1:12:48	はい。規制庁西内ですわかりました。
1:12:52	具体的な処分希望はもう9月、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:54	IIエンドまではいかないイメージですかね。
1:13:01	何か今どこを目標にそちらは考えているっていうのがもし今現時点であればちょっとをお聞かせいただければと思いますけど。
1:13:18	九州電力原です。すいませんこの場でのご回答が難しいため改めてですね東京支社水経由で調整させていただければと考えております。
1:13:28	以上です。はい。規制庁西内ですわかりました。9月エンドであれば、
1:13:35	周り等まだ余裕時間はあるんですけど、例えばですけど9月の初旬、上旬中旬くらいの認可希望ってなったときに、8月例えば最終日に現場の図面とかを含めたものがぱっと出てくるとそれなりにボリュームがあるじゃないですか。
1:13:49	我々も事実確認するのにそれなりに時間もかかる、かつ、
1:13:53	もしそれ確認して何か後戻りするような、
1:13:56	ことがあれば、またさらに時間が延びてしまうっていうところもあるので、
1:14:02	そういう意味ではちょっと認可希望っていうものをちょっとそちらの中でもしっかり固めていただいて、
1:14:08	それを見据えてちょっと早めに必要であればちょっと審査資料は場合によっては分割しても構わないんですけど、審査資料というものはちょっと中、余裕を持ってご提示をいただければと思います。
1:14:21	よろしいでしょうか。
1:14:22	はい。九州電力原です。承知しました。
1:14:26	はい。よろしいですかね。
1:14:29	はい承知しました以上です。はい。ありがとうございます。ちょっと今言った話も踏まえてちょっと次の審査資料の提出っていうのをまずお待ちしますので、
1:14:39	具体的な日程とかはまた東京支社の方を通じて事務的に調整をさせていただければと思います。
1:14:45	規制庁側からスケジュール感含めて何か全体としてありますか。よろしいですか。
1:14:50	はい。
1:14:51	九州電力側からスケジュール感を含めて全体として何かありますでしょうか。
1:14:58	はい九州電力側からはございません。ありがとうございました。ふうん。はい。衛藤葛西対策室のWEB参画もよろしいですかね。大丈夫そうですね。
1:15:11	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:12	今日のヒアリングは早い方で終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:15:17	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。